

〈短信〉前稿の訂正とお詫び

并に三卷本『色葉字類抄』国郡部の「国」字体についての覚書

菊 地 恵 太

日本文学ノート第五十六号に掲載された拙稿「〈研究ノート〉「国」字体小考」(以下「前稿」)の中で、「国」(國)の異体字「國」について触れた箇所があった。

なお大東急本伊呂波字類抄では、「國人(カトモリ)」(卷三・カ人倫部)、「國人(コンシ)」(卷七・コ豊字部)という表記が見られたが、ここで本来「カドモリ」に充てられる用字は「閨人」と思われ(前田本色葉字類抄にも「閨人(カトモリ)」とある)、この箇所は誤写と見るべきであろう。前田本のコ豊字部には「閨人」の掲出はないが、大東急本における振仮名「コン」は「閨」の字音と一致する。従ってこれ自体は「國」の異体字として「國」を記したわけではないが、このような誤写が生じた背景には、当時既に「國」という字体が認知されていた可能性も考えられよう。(一〇六頁)

大東急本伊呂波字類抄(室町前期写)における「國」字体がこのような出現状況を示していることは間違いないが、実際には前稿の調査資料のうち、前田本色葉字類抄(鎌倉時代写)の部門名「国郡」¹の表記に「國」字体が用いられる。実際に掲出されている部門名はイ・ロ篇のみ「国郡付名所」(ロ篇は部門名のみ記載で掲出語がない)で、ハ篇以降は原則「国郡付」となっているが、本稿ではこれらを「国郡部」と称する。

¹ 〈短信〉前稿の訂正とお詫び 并に三卷本『色葉字類抄』国郡部の「国」字体についての覚書

ており、前稿ではその点を示していなかった。これは、前稿での古辞書の調査が見出し項目に現れる字体のみを対象としたものであり、部門名における使用字体を記録していなかったことが原因である。とは言え部門名の表記というものは見落としにくい位置に記載されているもので、この留意すべき字体の記録を残していなかったというのは、大きな瑕疵であったと言わざるを得ない。また見出し項目のみを対象とした調査である旨も、本文で明記していなかった。極めて不正確な結果を示してしまったことを茲にお詫び申し上げる。

しかし、前田本色葉字類抄において「國」字体が出現したのは八篇国郡部の部門名が唯一であって、他の篇の部門名や見出し語には一切現れていない。

前田本各篇における「国郡」部の「国」字体を示してみると表一のようになる。
字体の分類は前稿と同じく次のように設定する。

- A類…規範字体に近い形(國・國・國に類する例)
- B類…A類の点画を直線的に省略したような形(「或」の左半部を「三」のように作る例)
- C類…B類がさらに崩され字体の判断を付け難いもの
- D類…クニガマエ内部に明確に「王」を書く「国」
- E類…クニガマエ内部に「玉」を書く「国」

表一の通り、前田本における国郡部の「国」字体は、上巻と下巻で異なる傾向を示しているようである。巻上では、明確にA類「國・國」のような形で書かれることは少なく、A類を基に省略したと見られるB類で書かれる例が多い。冒頭のみD類「国」となっているが、この「国」字体は本項目の見出し字には用いられておらず、特異な例と言えよう。

一方巻下では、「国郡」の部門名は字画を崩すことなく明瞭に書かれているようであり、A類もしくはE類「国」に

表一 前田本「国郡」の「国」字体

卷	篇	部門名	字体	卷	篇	部門名	字体
上	イ	国郡付名所	D	下	コ	国郡付	E
	ロ	国郡付名所 (部門名のみ)	B		エ	国郡付	E
	ハ	国郡付	国		テ	(掲出語なし)	
	ニ	(掲出語なし)			ア	国郡付	E
	ホ	(掲出語なし)			サ	(部門名闕)	
	ヘ	(掲出語なし)			キ	国郡付	E
	ト	国郡付	E		ユ	(闕)	
	チ	国郡付	B		メ	(闕)	
	リ	国郡 (官職部に挿入)	B		ミ	(闕)	
	ヌ	(掲出語なし)			シ	国郡付	A
	ル	(掲出語なし)			エ	国郡付	A
	ヲ	国郡付	B		ヒ	国郡付	A
	ワ	国郡付	B		モ	(掲出語なし)	
	カ	国郡付	A		セ	国郡付	E
ヨ	国郡付	A	ス	国郡付	E		

表二 黒川本「国郡」の「国」字体

卷	篇	部門名	字体	卷	篇	部門名	字体	卷	篇	部門名	字体
上	イ	国郡付名所	A	中	タ	国郡付	A	下	コ	国郡付	A
	ロ	国郡付名所 (部門名のみ)	A		レ	(掲出語なし)			エ	国郡付	A
	ハ	国郡付	国		ソ	国郡 (豊字部に挿入)	E		テ	(掲出語なし)	
	ニ	(掲出語なし)			ツ	国郡付	A		ア	国郡付	A
	ホ	(掲出語なし)			ネ	(掲出語なし)			サ	国郡付	A
	ヘ	(掲出語なし)			ナ	国郡付	A		キ	国郡付	A
	ト	国郡付	E		ラ	(掲出語なし)			ユ	国郡付	A
	チ	国郡付	A		ム	国郡付	A		メ	国郡付	A
	リ	国郡 (官職部に挿入)	A		ウ	国郡付	A		ミ	国郡付	A
	ヌ	(掲出語なし)			キ	(掲出語なし)			シ	国郡付	A
	ル	(掲出語なし)			ノ	国郡付	E		エ	国郡付	A
	ヲ	国郡付	A		オ	国郡付	A		ヒ	国郡付	A
	ワ	国郡付	A		ク	(掲出語なし)			モ	(掲出語なし)	
	カ	国郡付	A		ヤ	国郡付	A		セ	国郡付	A
ヨ	国郡付	A	マ	国郡付	A	ス	国郡付	A			
			ケ	(掲出語なし)							
			フ	国郡付	E						

〔短信〕前稿の訂正とお詫び

并に三巻本『色葉字類抄』

国郡部の「国」字体についての覚書

明確に区分できる。略字「國」（E類）の使用は、巻上の部門名では一箇所（卜篇）しか見られなかったが、巻下ではよく用いられており、上下巻の書写態度の差異として認めることができる。

ここで、前田本と同じく三巻本で、前田本の対照資料・補完資料としても頻用される黒川本（江戸時代中期写）を参照してみる。黒川本における国郡部の「國」字体を一覧にしたものが表二である。

前田本と黒川本の漢字字体の差異については、イ篇の語彙を対象とした藤田（一九九五）の詳しい論考がある。これによれば、黒川本の字体は前田本と比較して漢字の画数が増えた例が最も多く（差異が認められる全漢字の三五・二%）、特にクサカンムリやモンガマエの形など、「部首と成り得る形に関して同じ種類の部首だと分かる範囲内で黒川本の方がより丁寧な点画を省略する事無く書き写している」と評されている。

こうした書写態度の差異は今回の「國」字体についても同様の傾向が見出せるであろう。黒川本においても決して略字体の「國」を使用しないというわけではないが、前田本と比較すれば明らかにA類字体への統一志向が強く、字画を崩すことなく明確に「國」字体を使用しているという点が特徴的である。黒川本の書写当時、既に開成石経体と同一の「國」字体の認知度は高くなっていったかと思われるが（字体規範の変化については石塚（一九九九）を参照）、こうした規範字体の変化も黒川本の書写態度に反映された点があるのではないか。

しかし特筆すべきは、前田本において唯一「國」字体が使用されたハ篇国郡部で、黒川本においても同部に「國」字体が使用されているという点である。黒川本が前田本を直接書写したものでなく、別の写本を介した写本であろうことは夙に知られている（山田（一九二八））。他の篇を見ても前田本の字体を忠実に書き継いでいるとは言えないが、決して頻用されることのなかった「國」がここで用いられているということは、前田本から黒川本に至るまで（恐らくはその中間の写本も）、ハ篇に限って意図的に「國」字体を踏襲した可能性も想定される。

ただ、いくら頻用される字体でないとは言え、「国郡」という部門名の漢字であるのだから、書写者が底本の「國」字体を「國」の字種と同定できないままに書写した、という可能性はまず無いであろう。「國」の字体に特別な意義を

持たせていたのか定かではないが、多種多様に存する「國」の異体字の使用実態を明らかにする上で、今後は特にこの「國」字体を注視していく必要があるように思われるのである。

付
挿入された国郡部の語彙について

三卷本色葉字類抄の「国郡部」を巡っては、収録語彙が無く部門名のみを掲げる箇所（口篇）、国郡に該当する語彙が記載されているものの部門名が脱落している箇所（前田本サ篇²）があるが、その他に、他部門に「国郡」が挿入されたと思しき箇所が見られる。前掲の表では通常の篇と同様に部門名として扱うこととしているが、このような形態で記載されている国郡部の語彙はいかなる性質のものであるか。

卷上・リ篇（前田本七十六丁オ・黒川本六十丁ウ）

官職^付

率分^{リツフン}

国郡

流沙^{リウサ}

律師^{リツシ}

豎者^{リツシヤ}

「流沙」以下の「律師」「豎者」については二卷本（一五六五年写）にも掲出されており、官職部の語彙と見て間違いないが、「流沙」は明らかに官職に属すべき語ではない。「率分」については、大蔵省率分所に関連する役職を指している可能性はあるが、制度名または単純に「割合」の意味を指しているとすれば「官職」とは見なしがたい。もし「率分」が官職でないとするならば、「官職」の部門名と、本来の官職部語彙と言える「律師」「豎者」との間に「率分 国郡 流沙」が割り込んでいられるようにも見える。この点はさらに検討は必要であるが、少なくとも「流沙」については、

² 朱書で「国丁」とあるが、慣例から言って「郡」を「丁」と省画するとは考えがたく、「部」の省画と見るべきか。

仏教関係の文脈で中国西部の砂漠地帯（ゴビ砂漠・タクラマカン砂漠）を「流沙」と称することがあり（『日本国語大辞典』参照）、地名として「国郡」に採録したものと見えよう。

同様の現象はソ篇置字部における「国郡」においても指摘できる。既に黒川本影印³の解説でも示されてはいるが、ソ篇置字部に「国郡」の項目が挿入されている。

卷中・ソ篇（黒川本十九丁ウ）

置字付

（中略）

孤頂ソムク

虚言ソラコト

為猜ソネナマルソネナレナマシ

国郡

葱嶺ソウレイ流沙一

側匿私見朔前方

「葱嶺」（葱、原文は「葱」に作る）の割註に「流沙」とあるように、「葱嶺」とは「流沙」に並び立つパミール高原を指す称である。その後の「側匿」は置字部に属すべき項目と思われるが、見出し字に「私曰」の記述があるということは、黒川本の書写時或いは以後に私に追加された語であろうか。

色葉字類抄における「国郡」の採録が主に和名類聚抄の国郡部に基いたものであることは、峰岸（一九六四）ほか藤本（二〇一三）に詳しい論考があるが、「名所」に関しては採録基準は明らかにされていない。三宅（二〇一〇）によれば、三巻本において国外の地名を示していると思われるのは「韓（カラクニ）」「奴夷国（トイコク）」「流沙（リウサ）」「葱嶺（ソウレイ）」の四語のみであり、国内の地名が圧倒的であることは間違いない。但し「韓」については、黒川本私注では「山城内園韓神也」、則ち大内裏に存在した園韓神社のこととされ、異国を指すものではない可能性がある。なお「韓」は管見に入った異本（節用文字・二卷本色葉字類抄・天理本世俗字類抄）いずれにも共通して掲出が

³ 中田祝夫・峰岸明編『色葉字類抄研究並に総合索引 黒川本影印篇』風間書房

あるのに対し、「奴夷国」「流沙」「葱嶺」は三巻本のみの掲出である（節用文字はト・リ篇闕）。

少なくとも、ここで別の部門に挿入された形となっている「流沙」「葱嶺」は、明確に異国の地名と見ることのできるものであり、国郡部の語彙として明らかに異質であると言える。当初の編纂方針になかった異国の地名が前田本の書写よりも前の段階で挿入され、特に「流沙」「葱嶺」は同文脈の同類の語として、同じ機会に追加された可能性もあろう。「奴夷国」については、これらと同時に追加されたとは限らないが、卜篇に既に国郡部が設けられていたために、別の部門に「国郡」を挿入する必要はなく、既存の「名所」の末尾（「鳥部野」の後）に追加された形になったという可能性はないだろうか。

今回、偶然目に付いた国郡部の問題について簡略に纏めてみたが、全くの素人考えである上に、また色葉字類抄を巡る浩瀚な先行研究にも目を通し切れていないため、見落としがあるかもしれない。編纂・補訂の過程について（特にリ篇官職部の問題）、御教示を頂ければ幸いである。

参考文献

石塚晴通（一九九九）『漢字字体の日本的標準』、『国語と国文学』七六一—五

藤田夏紀（一九九五）『前田本「色葉字類抄」と黒川本「色葉字類抄」の漢字字体の差異について—伊部の漢字—』、『鎌倉時代語研究』

一八

藤本灯（二〇一三）『三巻本『色葉字類抄』と『和名類聚抄』の関係—『式』注記を通して—』、『国語と国文学』九〇—二二

峰岸明（一九六四）『前田本色葉字類抄と和名類聚抄との関係について』、『国語と国文学』四一—一〇

三宅ちぐさ（二〇一〇）『七巻本「世俗字類抄」に増補された「国郡」門の語彙』、『就実表現文化』四

山田孝雄（一九二八）『色葉字類抄考略』西東書房

調査資料

〈短信〉前稿の訂正とお詫び 并に三巻本『色葉字類抄』国郡部の「国」字体についての覚書

『色葉字類抄一 三卷本』『色葉字類抄二 二卷本』八木書店(尊経閣善本影印集成)／『色葉字類抄研究並に総合索引 黒川本影印篇』
風間書房／『天理大学附属天理図書館蔵世俗字類抄 影印ならびに研究・索引』翰林書房／『節用文字』白帝社

註 引用に当たっては、原則として原文の漢字表記を常用漢字新字体に改めている。